

## 再生可能エネルギーの利活用の推進に関する協定書

別府市（以下「甲」という。）と株式会社エナーバンク（以下「乙」という。）は、再生可能エネルギー電力（以下「再エネ電力」という。）の利活用の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙が実施する電力のせり下げ方式による入札制度（以下「リバースオークション」という。）を活用し、甲の所有する公共施設における再エネ電力の利活用を推進することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、相互に協力する。

- (1) 市有施設の再エネ電力調達におけるリバースオークションの実施に関する事項
- (2) その他前条に規定する目的を達成するために必要な情報の収集及び共有などに関する事項

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに甲及び乙のいずれからでも別段の申出がない場合は、本協定の期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### （協定の解除）

第5条 甲又は乙が協定期間の中途において解約を申し出る場合は、甲乙協議の上、本協定を解除することができるものとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙の双方が協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 6 年 12 月 3 日

（甲）大分県別府市上野口町1番15号

別府市

別府市長 長野 恭弘



（乙）東京都中央区日本橋2-1-17 丹生ビル2階

株式会社エナーバンク

代表取締役 佐藤 丞吾

